

猪名川・藻川

河川保全利用委員会通信

猪名川・藻川の環境改善 —猪名川・藻川の自然再生—

猪名川・藻川の自然再生とは…

猪名川・藻川の自然再生

猪名川・藻川の自然再生は、猪名川・藻川本来の生物相が生息・生育し、これら生物の再生産が順調に行われることで生物の多様性が維持され、地域の人々が安らぎふれあえる身近な自然に再生し、自然と共生する社会の実現を目指すことです。

自然再生の目標

かつて猪名川・藻川に存在した“多様な生物がすむ身近な”河川環境の回復

住民参加～みんなの力で“エコアップ”～

- 猪名川・藻川は外来植物の種類が多いことや外来植物に覆われている面積が多いため、もともと河原に生きる生き物が生息地を広げていけるような豊かな河川環境が回復するためには、植生管理(例えは、雑草の抜き取り)に相当の人手が必要です。
- 流域の市民団体や河川公園でスポーツをする人が中心となって外来種の駆除を行うなどの“エコアップ”(=生物の生息環境に配慮した環境の改善)への参加を呼びかけています。



【具体的な取り組み例】

水陸移行帯・河原環境の再生

- 現在の猪名川は、河道改修や高水敷造成、土砂供給量の減少等の様々な要因により、水陸移行帯や河原の形成も難しくなっており、このような環境に依存する動植物の生息生育・繁殖の場としての機能、人と川とのふれあいの場としての機能を失いつつあります。
- 東久代運動公園の水辺では、一部の区域で人工的に砂州を切り下げるなど、河川環境の再生・回復に向けた取り組みを進めています。



河川縦断方向の連続性回復

- 猪名川・藻川には井堰・床固が設置されていますが、魚道が設置されていないものがあり、上下流の連続性を分断しています。そこで、抜本的な改築を伴わない範囲で新たに魚道を整備することにより、魚類・カニ類が川を自由に行き来できるようになります。



猪名川・藻川河川保全利用委員会とは…

猪名川・藻川河川保全利用委員会は、猪名川・藻川の「川らしい利用のあり方」について皆さんと一緒に考え、河川敷での公園利用について河川管理者が許可を行うにあたって、河川の環境面にも配慮した保全利用の観点から意見を述べるための委員会です。

学識経験者等で構成し、猪名川・藻川のうち、猪名川河川事務所が管理している区間を対象としています。

『淀川水系河川整備計画』に基づき設置されているものです。

平成22年度第2回委員会開催の詳細については裏面をご覧下さい。



平成22年度

第2回猪名川・藻川河川保全利用委員会を開催しました

詳しくはこちら  <http://www.inagawa.kkr.mlit.go.jp/busi/information/maintenance.html>

開催概要

日 時 平成22年10月27日(水) 9:30~12:00

場 所 猪名川河川事務所 2階 会議室

出席者 委員4名、オブザーバー(関係行政機関)9名、
河川管理者、一般傍聴者6名



議事内容

報告事項

- (1) 平成22年度第1回委員会(8/30)の
議事概要
- (2) 第1回委員会後における改正後の委員会規約
- (3) ニュースレターの発行

審議事項

- (1) 第1回審議案件の継続審議
- (2) 委員会意見への対応状況の報告時期
- (3) 個別占用案件の審議
- (4) 猪名川・藻川河川保全利用憲章とチェックリスト

委員名簿(敬称略)

綾 史郎	大阪工業大学都市デザイン工学科教授	橋原 朋子	猪名川河川レンジャー(流域ネット猪名川)
片寄 俊秀	大阪人間科学大学環境・建築デザイン学科教授	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授

委員会での意見

報告事項の報告の後、第1回審議案件について継続審議を行い意見書をまとめました。また、個別占用案件の審議では、川西市、伊丹市の案件に対して、占用者から利用状況や環境への配慮等の報告を受けた上で、委員から以下のような意見(抜粋)が出ました。

【第1回審議案件】猪名川河川敷緑地(伊丹市)、猪名川河川敷公園、藻川河川敷公園(尼崎市)

■猪名川河川敷緑地(伊丹市)

- 川らしい利用の方向に向けてどうすればいいかを考えて、次の段階ではもう少し生態系重視の方向に改善・改良する必要がある。
- 「自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあえる場所」になるように具体的に河川管理者と考えてほしい。
- 利用者が河川愛護活動等に参加できる方法などについて考えてほしい。
- 堤防植生としての望ましい方向性や外来種問題などは生物多様性保全の視点からの管理を進めてほしい。

■猪名川河川敷公園、藻川河川敷公園(尼崎市)

- 河川管理者と占用者が一緒になって川らしい自然環境をつくりていき、それに親しむ利用の仕方ができる工夫をもっとしていただきたい。
- 占用者は生物多様性の保全に留意しながら植生管理をしていただきたい。

【個別審議案件】東久代公園(川西市)、猪名川河川敷緑地第3・第4運動公園、神津運動広場(伊丹市)

- 運動公園の中に自然環境の観察などができるような付加価値をつけるという視点が非常に大事である。
- 水辺に近づきやすいため、もっと工夫すれば水に親しめるところができる。
- 生物多様性保全、環境学習、環境教育の場として、ここ(公園)を活用していくという方向をきっちり守って管理していただきたい。
- 自然環境を破壊した上で運動公園ができているという事実があり、それを補完するために、運動公園を残しながらどう自然回復を図っていくかという視点が必要である。
- 川が本来はどういう場所なのだとという視点を、利用申請時や啓発看板などでスポーツをする人にきっちり伝えていき、スポーツをする人の意識を少しずつ川へ向けてもらうことが必要である。

【発 行】 猪名川・藻川河川保全利用委員会 事務局

【事務局】 国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課

〒563-0027 池田市上池田2-2-39

TEL:072-751-1111 FAX:072-751-1723 URL <http://www.inagawa.kkr.mlit.go.jp>

